

公益財団法人鳥取県スポーツ協会特定個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）が、「行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号（以下「番号法」という。））及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会制定）に基づき、協会の取扱う特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、特定個人情報の保護に係る安全管理措置について、公益財団法人鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程の特例を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

項番	用語	定義等
1	個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別されうることとなるものを含む。）をいう。
2	個人番号	番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。
3	特定個人情報	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
4	特定個人情報等	個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
5	個人情報ファイル	個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして「個人情報の保護に関する法

		律施行令」(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。)で定めるものをいう。
6	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
7	個人データ	個人情報ファイルを構成する個人情報をいう。
8	保有個人データ	個人情報取扱事業者(項番13)が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への情報の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は6か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
9	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人情報を利用して処理する事務をいう。
10	個人番号関係事務	番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
11	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
12	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
13	個人情報取扱事業者	特定個人情報ファイルを事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)であって、特定個人情報ファイルを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(個別情報保護法施行令で定める者を除く。)の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいう。
14	役・職員	協会の組織内にあつて直接又は間接に、協会の指揮監督を受けて協会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員(正職員、嘱託職員、臨時職員等)のみならず、協会と雇用関係に無い者(理事、監事、評議員等)を含む。
15	事務取扱担当者	協会内において個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
16	事務取扱責任者	特定個人情報等の管理に関する責任を担う者をいう。
17	管理区域	特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
18	取扱区域	特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(協会が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 協会が個人番号を取り扱う事務の範囲は次のとおりとする。

役・職員（扶養家族を含む）に係る個人番号関係事務	給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
	扶養控除等（異動）申告書及び給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の取扱い事務
	退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
	雇用保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務、並びに雇用継続給付に係る賃金月額証明書作成及び支給申請事務
	労働者災害補償保険法に基づく保険給付請求に係る事務
	健康保険法及び厚生年金保険法に基づく被保険者資格に係る届出事務
	健康保険法に基づく被扶養者異動に係る届出事務
	健康保険法に基づく保険給付の支給申請事務
役・職員の被扶養配偶者に係る個人番号関係事務	国民年金第3号被保険者に係る届出事務
役・職員以外の個人に係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作成事務

(協会が取り扱う特定個人情報の範囲)

第4条 協会が個人番号を取り扱う業務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は次のとおりとする。

- (1) 個人から番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し。
- (2) 行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 作成する上で役・職員又は役・職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報。

第2章 安全管理措置等

第1節 安全管理措置・責任体制

(組織体制)

第5条 特定個人情報の事務取扱責任者は、事務局長とする。

2 事務取扱担当者は会長が指名する者とする。

(情報漏えい事案等への対応)

第6条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、事務取扱責任者に直ちに報告するものとする。

(取扱状況の確認)

第7条 事務取扱責任者は、特定個人情報の取扱状況について、1年に1回以上の頻度で確認を行うものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第8条 事務取扱責任者は、特定個人情報が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育・研修)

第9条 協会は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守するために適切な監督を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、協会が行う又は指定した教育・研修を受けなければならない。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

第10条 協会は、管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、特定個人情報漏えい防止のための安全管理措置を講じるものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第11条 協会は、管理区域及び取扱区域における特定個人情報を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための安全管理措置を講じるものとする。

(電子媒体等の持ち出しの防止)

第12条 協会は、特定個人情報記録された電子媒体又は書類等を、次項に掲げる場合を除いて、管理区域又は取扱区域の外へ移動させてはならない。

2 行政機関等への法定調書の提出等、協会が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

(個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄)

第13条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者から特定個人情報を削除、廃棄したことの報告を受けた場合、その確認をするものとする。

第3節 技術的安全管理措置

(アクセス制御)

第14条 協会は、特定個人情報を取り扱う機器を特定し、当該機器を取り扱う事務取扱担当者を限定するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第15条 協会は、情報システムを外部から不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するための安全管理措置を講ずるものとする。

(情報漏えい等の防止)

第16条 協会は、特定個人情報をインターネット等により外部に送信しないものとする。

2 協会は、情報システムに保存されている特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、データの暗号化又はパスワードによる保護を行うものとする。

第3章 収集・利用・提供・廃棄

(個人番号の収集)

第17条 協会は、個人番号の収集に当たっては、法令に基づき適正に行うとともに、提供を受けた当該個人に対し、個人番号の利用目的を文書で通知するものとする。

2 協会は、番号法により個人番号の収集又は保管ができる場合を除き、これをしないものとする。

(個人番号の利用)

第18条 協会は、個人番号の利用に当たっては、法令に基づき適正に行うものとする。

2 個人番号の利用は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲に限るものとする。

(個人番号の提供)

第19条 協会は、本人の同意の有無に拘らず、番号法により提供を認められた場合を除き、個人番号をその所属外に提供してはならないものとする。

(特定個人情報の廃棄)

第20条 協会は、法令により義務付けられた保存期間が経過した特定個人情報は、速やかに廃棄又は削除するものとする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。